

◆十番（今井光子）（登壇）少数会派にも討論の機会を認めていただきました関係各位の皆様に、心からお礼を申し上げたいと思います。

諮第一号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについての反対意見を述べさせていただきます。

異議申立人である奈良県労働組合連合会は、平成元年、統一労組懇として発足した時代から一貫して、奈良労働会館の使用を求めて使用許可願を提出してまいりました。平成八年までの八年間は、県の作成した申請書はなく、独自の書類を申請してきましたが、正式手続とはみなされていませんでした。平成十一年の使用の許可申請に対し、それまで何度問い合わせをしても返事がなく、ヒアリングもなく、目的外使用基準も示さず、使用開始期日を過ぎた四月八日に至るまで、申請書に受領印も押さず、事実上の取り下げを勧告し、事務室としての使用を求めていることを知りながら、会議室の使用であれば別途申込みをするように促すなど、極めて不誠実な扱いが行われてきました。

これらの経緯は、地方自治法二百四十四条三項、地方自治体が設置した公の施設に関し、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的扱いをしてはならない、さらに、行政財産の目的外使用について定める地方自治法二百三十八条の四第四項に違反するとして裁判が提訴されました。平成十二年三月二十九日、奈良地方裁判所の提訴は棄却されましたが、そこには次のように書かれています。労働会館の目的外使用許可の判断は平等にされるべきであり、奈良県知事において、連合奈良に対して無条件に許可し、その他の申請者に対しては許可しないという取扱いを是正し、公平な取扱いを調整すべきである。奈良県知事において、将来原告から本件同様の正式な使用許可申請がなされるにもかかわらず、右是正を怠ったまま、連合奈良には使用許可を継続する一方、原告に対しては許可しないという事態が年々繰り返されることがあれば、もはや当該不許可処分は、裁量の範囲を逸脱した違法なものとして評価すべき余地が生ずるとしています。平成八年、奈良労働会館はエルトピアにリニューアルし、ほかの労働団体にも事務所の使用許可がされましたが、過去から申請し続けてきた申立人に対しては何の情報もなく、オープン後に申請したときには、既に他団体に使用を許可しており、申立人の入る余地がなかったと、平成十一年五月に提出された異議申立て書に記載されています。

本議案の異議申立てに関する見解の（一）で、県は、労働会館の使用目的は会議室を貸与することであり、年間を通じて事務室として使用することは目的外使用である、どの範囲を目的外使用とするかは、目的外使用の利用状況を勘案してとしておりますが、現在使用している団体は一〇〇%実績があり、逆に申立て団体はゼロの状態、どのように勘案するのか理解できません。県は、平成十三年に労働会館目的外使用許可に係る審査要項を策定し、目的外使用が競合した場合の審査基準を定めています。しかし、この審査基準に基づく判定の結果では、構成員数や産業分類が多い労福協、連合奈良の方が、奈良県の労働者の文化の向上と福利の増進に適合する度合いが大きいとの判断がなされております。構成員数に大きな開きのある現状では、結果が先にあると言わざるを得ません。これは公平な基準と言いがたく、県は、特定の団体のみには便宜を図っていると言うのは失当であると幾ら主張しても、県民を十分納得させることはできません。平成十年以来、申立ては毎年提出されております。裁判の判決から、はや四年が過ぎました。この事態は、判決にある差別的扱いであり、違法と言わざるを得ません。

以上の結果、異議申立ては棄却すべきではないと思いますので、反対をいたします。

◆十番（今井光子） ただいま山本進章議員から提案されました意見書第十号、文化財にかかる地震防災対策に関する意見書案に賛成いたします。

◆十二番（山本進章）（登壇）意見書第十号、文化財にかかる地震防災対策に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十号

文化財にかかる地震防災対策に関する意見書（案）

奈良県には、千四百三十件の国宝・重要文化財が保存され、また、史跡・埋蔵文化財等多数存在している。このため、奈良県は文化財の宝庫といわれ、日本の精神文化の源流地として国内外より多数の人々が訪れ、点在する文化遺産が織りなす文化的景観との相乗効果で人々の憩いの場となっている。

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、県全域が地震防災対策を推進する必要がある「推進地域」に指定されたところであり、相当な被害が想定され、文化遺産もその危惧にさらされている現状にある。

よって、国におかれては、日本人の心のふるさとである文化遺産を未来の人々に万全に引き継ぐための十分な地震防災対策を講じられるよう、その予算の確保等を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月八日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします

意見書第十号については、十二番山本進章議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。